

別紙 1

指針に定める水濁指針値

対 象 農 薬	水 濁 指 針 値	
(殺虫剤)		
ダイアジノン	0.05	mg/L 以下であること
チオジカルブ	0.8	〃
トリクロルホン (DEP)	0.05	〃
ペルメトリン	1	〃
ベンスルタップ	0.9	〃
(殺菌剤)		
イプロジオン	3	mg/L 以下であること
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06	〃 (イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0.3	〃
チウラム (チラム)	0.2	〃
チオファネートメチル	3	〃
トルクロホスメチル	2	〃
バリダマイシン	12	〃
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1	〃
ベノミル	0.2	〃
(除草剤)		
シクロスファミロン	0.8	mg/L 以下であること
シマジン (CAT)	0.03	〃
トリクロピル	0.06	〃
ナプロパミド	0.3	〃
フラザスルフロン	0.3	〃
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051	〃 (MCPAとして)

注1) 測定は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)」に定める方法による。

注2) 表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI (mg/kg体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ (ADIの10\%配分)} / 2 \text{ (L/人/日)} \} \times 10$$

注3) 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。